

令和5年度（2023年度）社会教育ベーシック講座その1 事業報告書

I 事業の概要

1 事業名

令和5年度（2023年度）社会教育ベーシック講座

2 開催日時

令和5年6月14日（水）14:00～16:10

事前講義のオンデマンド配信は6月7日（水）配信開始

3 開催場所

(1) 事前講義

動画投稿サイト Youtube による事前オンデマンド配信

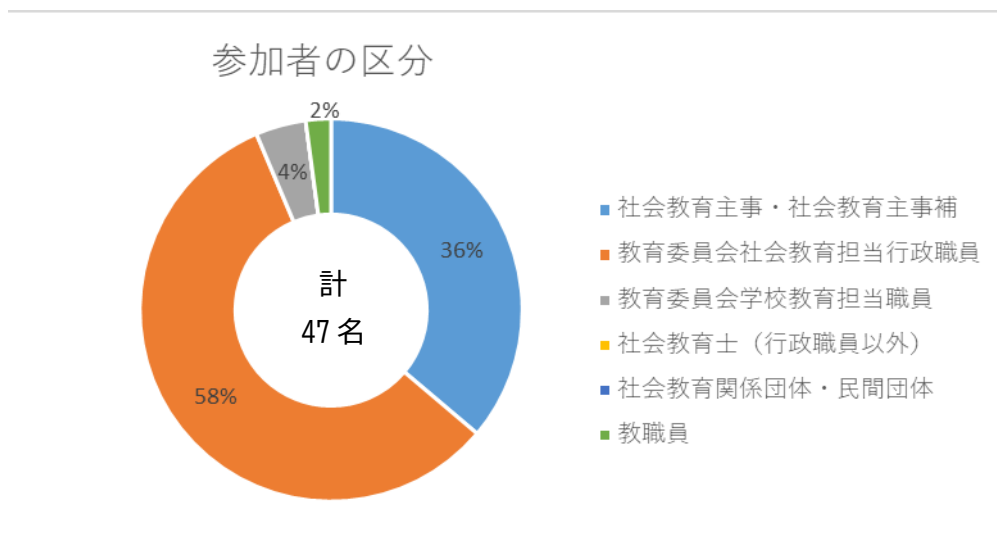
(2) 講義・意見交流

Web 会議システム Zoom

4 参加人数

47名（事前講義視聴のみ22名、当日Zoom参加25名）

5 参加者の区分



6 プログラム

事前
オンデマンド
配信

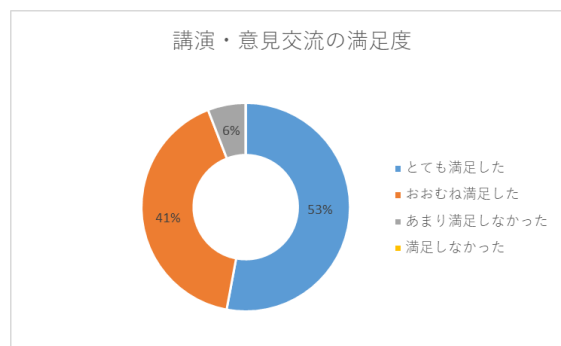
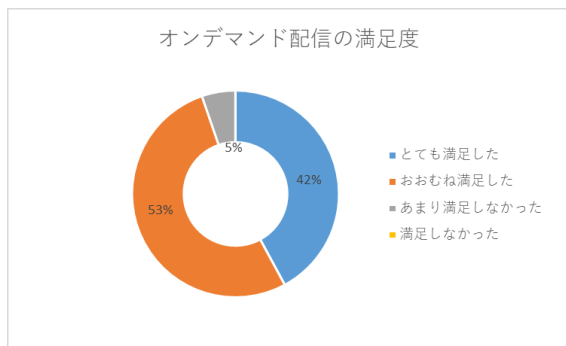
事前講義
社会教育法解説
～社会教育法第 23 条の解釈について～

	13:30	14:00	15:00	16:00	16:10
6/14 (水)	受	講義 社会教育法第 23 条を あらためて考える	意見交流 ～困ったときの 公民館 Q & A～	閉	会

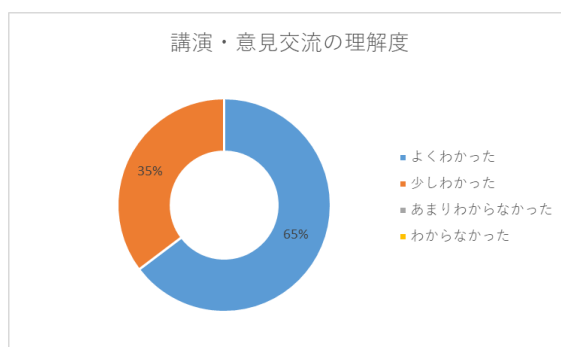
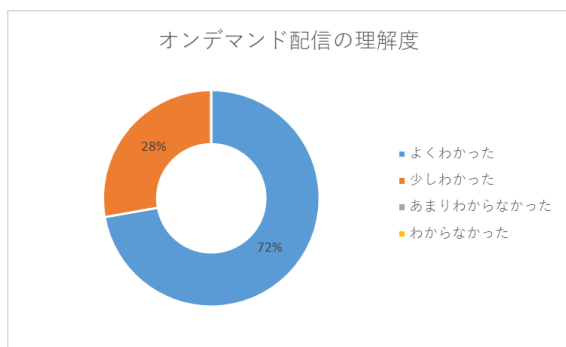
プログラム	講師等	内容
事前講義	【講師】 ・文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 清水 しほの 氏	・約 30 分の講義を Youtube にて限定公開
講義	【講師】 ・公益社団法人全国公民館連合会 村上 英己 氏 【司会】 ・北海道立生涯学習推進センター 社会教育主事 齊藤 綾香	・社会教育法第 23 条の条 文をよりどころに、実際に 行われている公民館運営 について解説
意見交流	【助言者】 ・公益社団法人全国公民館連合会 村上 英己 氏 ・文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 藤野 萌子 氏 【司会】 ・北海道立生涯学習推進センター 社会教育主事 齊藤 綾香 社会教育主事 廣川 貴志	・日常の業務、公民館運営 で悩んでいること等情報 交流をし、助言者に回答や 公民館利用についてのア ドバイスや考え方を交流 する。

Ⅱ アンケート結果

1 満足度



2 理解度



3 オンデマンド配信動画について、理解した点や気づいた点（自由記述）

- ・社会教育法の意義について改めてとらえなおすことができました。条文からだけでは見えないことが多くあることに驚きました。
また、第23条の解釈について、条文から受けるよりおおらかな解釈がなされていることがわかりました。各種事業の実施主体への周知はもちろんのこと、住民の誤解を招かぬよう広く周知をすることが必要だと考えました。
- ・法律について、考えなおす機会は重要だと思いました。グレーなところは、他の市町村や職員に相談する。
- ・社会教育法の成り立ちや、事例等から学ぶことができました。
- ・各条文について、詳しく読んだことがなかったので、まず、こういうものがあるんだと勉強になりました。
- ・わかりやすかったです。
- ・公民館で、事情があるならばお弁当屋さんが公民館でお弁当を売っても良いという部分に、学びと面白さを感じました。
- ・文科省の行政説明だと思っていたので、びっくりしました。

- ・社会教育法についての知識がない状態でのオンデマンド講義だったため、23条の存在を初めて知りました。公民館という施設の立ち位置が掴みきれずにいましたが、教育施設と公共施設の二つの側面があることを知り、少し形が見えてきたかと思いません。
- ・社会教育法について内容も分かりやすく説明してもらい、分かりやすかったです。そして、具体例を多く、場面ごとの対応について、分かりやすかったです。

4 講義、意見交流について、理解した点や気づいた点（自由記述）

- ・他市町村において、具体的にどのような事例があるのかを知ることができ、参考になった。
- ・アドバイスと見解をいただけて、事業実施の自信ができました。ありがとうございました。
- ・意見交流の時間が少なかった。
- ・公民館の持つ性質、柔軟な対応等が求められていることが理解できました。
- ・初めて23条を見たとき、マイナスなことばかりが記されていたのは疑問に思った。本日そのことを教えていただいたので満足です。
- ・ボランティアか講師かについて、それで生計を立てているかではなく、他にあるか、公平かという地域ごとの実情によるという基準が目からウロコでした。
- ・悩みの解決にはなりませんでしたが、相談先がわかりましたので、今後もよろしくお願いいたします。
- ・少し話しすぎてしまったような気がします。申し訳ありませんでした。事例を知ることができ、大変勉強になりました。放課後の場の可能性を自分なりに探っていきたいです。
- ・私自身、公民館の実務についてまだまだわからないことばかりだったのですが、判断は各地域によること、周りとの比較が必要であること、公民館を使用する目的が何かが重要だということを学ばせていただきました。
- ・年数の若い職員が多いように見受けられ、まだ議論や質問するだけのレベルに達していないように感じ、交流が難しかったようでした。
- ・意見交流の場を終えてから感じたことをご質問はできなかったのですが、1点疑問に感じたことがありました。怪しい団体の公民館利用についての件です。
23条は縛るための法律ではないとお伺いしましたが、この23条を深く勉強した団体が存在する場合、法律を逆手にとって公民館を利用する事態がありうるのでしょうか？
他地域での事例や団体の情報をもとにして断ることは可能であるとのことでしたが、そのような情報が少ない場合の使用許可判断は困難になっていくのでしょうか。
私個人は公民館業務に直接携わっていないため、机上での空想にはなってしまいま

すが、少し疑問に感じました。

- ・ 確実な回答がなかったことがわかりました。
- ・ 社会教育法第 23 条をあらためて考えるについて
公民館の施設管理についてや社会教育法について知ることができ良かったです。
意見交流「困ったときの公民館 Q&A」について
他の市町村のやってきたことややる予定の事業について知ることができ良かったです。

5 社会教育ベーシック講座の講義全体をとおしての感想や気づいた点（自由記述）

- ・ 貴重な機会をいただき、ありがとうございました。
- ・ 意見交流の時間が若干短かったかなと思いました。
- ・ 他市町村の事例等も聞くことができ、わかりやすかった。事前に資料の配布があればより理解度が深まったと思う。
- ・ まだまだ勉強不足です。本日はありがとうございました。
- ・ このように、的を絞った講座はありがたいです。またよろしく願いいたします。
- ・ 意見交流の際にファシリテーションが素敵だなと思いました。私も社会教育主事講習などでファシリテーションについて深く学びながら実践し、素敵な場づくりができるファシリテーターになりたいです。本日はありがとうございました。
- ・ とても多くのものを学ばせていただきました。これを機に、公民館の利用について今一度考えてみたいと思います。本当にありがとうございました。
- ・ 現場での業務をご担当なさっている方々のお話を聞き、公民館の利用について考える上での視点が増えたように感じます。23条については、相対的な視点を絶えず持つことが重要であるのだと学びました。過疎地域にとっては大切な居場所となる公民館の利用価値・用途を広げることができたらいいと感じました。
- ・ FAQ 方式で文科相が回答してくれたらありがたいです。
- ・ 働いて2ヶ月程で教育法にもそれほど知れてないこともあったので、このような機会があっただけうれしかったです。
この講座を今後の活動に生かしたいと思います。ありがとうございました。